

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【公表番号】特表2010-533815(P2010-533815A)
 【公表日】平成22年10月28日(2010.10.28)
 【年通号数】公開・登録公報2010-043
 【出願番号】特願2010-517036(P2010-517036)
 【国際特許分類】

F 0 2 C 7/00 (2006.01)

F 0 2 C 7/24 (2006.01)

F 0 1 D 25/30 (2006.01)

【F I】

F 0 2 C 7/00 B

F 0 2 C 7/24 C

F 0 1 D 25/30 B

F 0 1 D 25/30 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月13日(2011.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

排気ノズルであって、
 前方端部における取付けフランジ及び対向する後方端部における環状支持フランジを有する環状排気ダクトと、
 前記支持フランジに対して固定接合されたモジュラシェブロン列と、を含む、
 ノズル。

【請求項2】

前記シェブロン列の各々が、前記支持フランジ上に取付けられたベースフランジにおいて互いに固定接合されかつその幅が対向する頂部まで円周方向に収束する半径方向外側及び内側スキンを含む、請求項1記載のノズル。

【請求項3】

前記スキンが、半径方向に間隔を置いて配置されて中空コアを形成しかつ各シェブロン列の後端縁に沿って延びる周辺リムによって境界付けられ、また隣接するシェブロン列が、円周方向に間隔を置いて配置されて発散形スロットを形成する、請求項2記載のノズル。

【請求項4】

各シェブロン列が、前記ベースフランジ及び頂部間でその半径方向厚さがテーパしている、請求項3記載のノズル。

【請求項5】

前記シェブロンコアが、前記スキン間にラミネートされたハニカムを含む、請求項4記載のノズル。

【請求項6】

前記シェブロンリムが、前記コアハニカムの周りで前記後端縁に沿って前記スキンを閉鎖した状態で橋絡する金属薄板ストリップを含む、請求項5記載のノズル。

【請求項 7】

前記支持フランジが、軸方向後方に延びる環状トングを含み、
前記シェブロン各々が、該シェブロンベースフランジ内に軸方向後方に凹設された円周方向アーチ形グループを含み、また、
前記モジュラシェブロンが、前記支持フランジとの間におけるトング及びグループ継手により該支持フランジ上に独立して取付けられる、
請求項 4 記載のノズル。

【請求項 8】

前記リムが、前記シェブロン外側及び内側スキンの内側に凹設されかつ該外側及び内側スキンに対して固定接合される、請求項 4 記載のノズル。

【請求項 9】

前記支持フランジに固定接合されかつ隣接するシェブロンをそれに対応して円周方向に分離する複数のフィラーをさらに含む、請求項 4 記載のノズル。

【請求項 10】

前記ダクトを囲みかつ前記シェブロン外側スキンと空気力学的に同一平面になった状態で前記支持フランジにおいて終端する環状整流板と、
前記支持フランジにおける前記排気ダクトから半径方向外向きかつ前向きに前記整流板まで延びる Z フランジと、
をさらに含む、請求項 4 記載のノズル。

【請求項 11】

排気ノズルであって、
ベース及び対向する頂部間で後端縁に沿って収束する外側及び内側スキンを備えたモジュラシェブロン、を含み、
前記スキンが、ベースフランジにおいてまた前記ベース及び頂部間で前記後端縁に沿って延びるリムにおいて、互いに固定接合される、
ノズル。

【請求項 12】

前記ベースフランジが、前記スキン間で前記シェブロンベースに沿って凹設され、また前記リムが、前記ベースフランジからかつ前記頂部の周りで前記後端縁に沿って前記スキンを閉鎖して、該スキンから該ベースフランジに空気力学的圧力荷重を伝達する、
請求項 11 記載のノズル。

【請求項 13】

前記スキンが、前記ベースフランジ及びリムの内側で横断方向に間隔を置いて配置されて、前記シェブロン内部に中空コアを形成する、請求項 12 記載のノズル。

【請求項 14】

前記シェブロンが、前記ベース及び頂部間で長手方向にその側方幅及び横断方向厚さの両方が収束する、請求項 13 記載のノズル。

【請求項 15】

前記外側及び内側スキンが、それぞれ前記ベース及び頂部間で長手方向に凸面形及び凹面形である、請求項 14 記載のノズル。